

○道路運送法第5章(自家用自動車の使用)及び第6章(雑則)に規定する申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針(新旧)

新	旧
<p>国自旅第164号の3 平成18年9月15日 一部改正 国自旅第215号の5 平成29年12月7日 一部改正 国自旅第315号 令和2年11月27日 一部改正 国自旅第147号 令和3年7月30日</p>	<p>国自旅第164号の3 平成18年9月15日 一部改正 国自旅第215号の5 平成29年12月7日 一部改正 国自旅第315号 令和2年11月27日</p>
<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">国土交通省自動車局長</p>	<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">国土交通省自動車局長</p>
<p>道路運送法第5章(自家用自動車の使用)及び第6章(雑則)に規定する申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針</p> <p>標記については、平成14年1月31日付け、国自旅第165号の3により取り扱ってきたところであるが、今般の道路運送法(以下「法」という。)の一部改正により、自家用自動車の共同使用の許可、借受人を自動車の使用者とする有償貸渡しの許可等については、国土交通大臣の許可にかからしめなくなったことから、前記通達を廃止し、今後は下記により取り扱うものとする。</p> <p>なお、自家用自動車の有償貸渡し(リース)を業とするものの取扱について、平成8年2月9日付け自旅第12号は廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>道路運送法第5章(自家用自動車の使用)及び第6章(雑則)に規定する申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針</p> <p>標記については、平成14年1月31日付け、国自旅第165号の3により取り扱ってきたところであるが、今般の道路運送法(以下「法」という。)の一部改正により、自家用自動車の共同使用の許可、借受人を自動車の使用者とする有償貸渡しの許可等については、国土交通大臣の許可にかからしめなくなったことから、前記通達を廃止し、今後は下記により取り扱うものとする。</p> <p>なお、自家用自動車の有償貸渡し(リース)を業とするものの取扱について、平成8年2月9日付け自旅第12号は廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>

1. 自家用自動車の有償運送の許可(法第78条第3号)

- (1) 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、地域又は期間を限定して運送の用に供するものであると認められること。
- (2) 輸送の安全及び利用者保護の観点から問題のない運送形態であること。

2. 自家用自動車の有償運送の登録(法第79条)

- (1) 交通空白地有償運送については、令和2年11月27日付け国自旅第316号に定める処理方針による。
- (2) 福祉有償運送については、令和2年11月27日付け国自旅第317号に定める処理方針による。
- (3) 国家戦略特別区域法第16条の2の2に定める自家用有償観光旅客等運送については、平成29年12月7日付け国自旅第215号の2に定める処理方針による。

3. 自家用自動車の貸渡しの許可(法第80条第1項)

貸渡し人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しについては、平成7年6月13日付け自旅第138号に定める審査基準による。

4. 貨物自動車運送事業者に対する有償旅客運送の許可(法第83条)

- (1) 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であると認められること。
- (2) 輸送の安全及び利用者保護の観点から問題のない運送形態であること。

5. 標準処理期間

いずれも一ヶ月とする。ただし別に定めがある場合はこの限りでない。

附 則(平成29年12月7日国自旅第215号の5)

1 本処理方針は、平成29年12月7日以降に申請を受け付けるものから適用

1. 自家用自動車の有償運送の許可(法第78条第3号)

- (1) 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、地域又は期間を限定して運送の用に供するものであると認められること。
- (2) 輸送の安全及び利用者保護の観点から問題のない運送形態であること。

2. 自家用自動車の有償運送の登録(法第79条)

- (1) 交通空白地有償運送については、令和2年11月27日付け国自旅第316号に定める処理方針による。
- (2) 福祉有償運送については、令和2年11月27日付け国自旅第317号に定める処理方針による。
- (3) 国家戦略特別区域法第16条の2に定める自家用有償観光旅客等運送については、平成29年12月7日付け国自旅第215号の2に定める処理方針による。

3. 自家用自動車の貸渡しの許可(法第80条第1項)

貸渡し人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しについては、平成7年6月13日付け自旅第138号に定める審査基準による。

4. 貨物自動車運送事業者に対する有償旅客運送の許可(法第83条)

- (1) 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であると認められること。
- (2) 輸送の安全及び利用者保護の観点から問題のない運送形態であること。

5. 標準処理期間

いずれも一ヶ月とする。ただし別に定めがある場合はこの限りでない。

附 則(平成29年12月7日国自旅第215号の5)

1 本処理方針は、平成29年12月7日以降に申請を受け付けるものから適用

するものとする。

附 則（令和2年11月27日国自旅第315号）

- 1 本処理方針は、令和2年11月27日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（令和3年7月30日国自旅第147号）

- 1 本処理方針は、令和3年8月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

するものとする。

附 則（令和2年11月27日国自旅第315号）

- 1 本処理方針は、令和2年11月27日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。